

指定管理者制度運用ガイドラインの改訂（2019.4.1～）

改訂前（ガイドラインP7）	改訂後（ガイドラインP7）
<p>（1）公募・非公募 イ 地域を限定した参加事業者の募集 高度な専門的知識やノウハウを必要としない事業の公募については、地域経済への配慮や市内事業者の育成・支援の観点から、サウンディング（※）の結果をもとに、5事業者以上の参入が見込まれる場合は、市内事業者に限定した募集を行うことができるものとする。</p>	<p>（1）公募・非公募 イ 地域を限定した参加事業者の募集 高度な専門的知識やノウハウを必要としない事業の公募については、地域経済への配慮や市内事業者の育成・支援の観点から、サウンディング（※）<u>や事前調査等での結果をもとに、2事業者以上</u>の参入が見込まれる場合は、市内事業者に限定した募集を行うことができるものとする。</p>

改訂前（ガイドラインP7）	改訂後（ガイドラインP7）
<p>（2）サウンディングの実施 ウ 対象施設の概要の公開 ホームページへの掲載、当該公の施設での資料配布、記者クラブへの資料提供等の方法により、公表するものとする。</p>	<p>（2）サウンディングの実施 ウ 対象施設の概要の公開 ホームページへの掲載、当該公の施設での資料配布、記者クラブへの資料提供等の方法により、公表するものとする。 <u>また、希望する事業者には、施設見学を実施することとし、公表時にその旨を明記する。</u></p>

改訂前（ガイドラインP11）	改訂後（ガイドラインP11）
<p>（11）選定方法 ア 選定要領 指定手続条例第4条において定める事項に沿って、適切な審査項目及び審査内容を定め、事前に公表する。</p>	<p>（11）選定方法 ア 選定要領 指定手続条例第4条において定める事項に沿って、適切な審査項目及び審査内容を定め、事前に公表する。<u>なお、選定結果については、候補者だけでなくすべての事業者の合計点と項目ごとの点数について公表することとし、募集要項にその旨を明記する。</u></p>